

平塚市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市風致地区条例(平成26年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者は、風致地区内行為(行為変更)許可申請書(第1号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書(第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの)
- (2) 別表に掲げる行為の区分に応じた図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(行為期間変更の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けた者は、行為期間の変更をしようとするときは、風致地区内行為期間変更届(第10号様式)を市長に提出するものとする。

(行為の届出)

第4条 条例第7条第4項又は第9条第4項の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為(行為変更)届出書(第11号様式)に第2条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。条例第7条第5項又は第9条第5項の規定により届け出た行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(許可を要しない国、県又は市の機関)

第5条 条例第9条第1項の公社、公団等で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (5) 独立行政法人環境再生保全機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 神奈川県住宅供給公社

(9) 神奈川県道路公社

(1 0) 平塚市土地開発公社

(1 1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により神奈川県又は本市が指定した指定管理者

(行為の協議)

第6条 条例第9条第1項の規定により協議しようとする者は、風致地区内行為(行為変更)協議申出書(第12号様式)に第2条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(行為の通知)

第7条 条例第10条の規定により通知をしようとする者は、風致地区内行為(行為変更)通知書(第13号様式)に第2条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可又は協議に代えて通知を要する行為)

第8条 条例第10条第1号及び第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路に限る。)の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2) 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)とを連結する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為

(3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(4) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ及び第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務に係る

行為（前号に掲げるものを除く。）

- (5) 砂防法（明治 3 0 年法律第 2 9 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (6) 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (8) 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は管理に係る行為及び同法第 4 1 条第 3 項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (9) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (1 0) 土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (1 1) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (1 2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下この条において「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (1 3) 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (1 4) 軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (1 5) 海岸法（昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号）による海岸保全施設に関する工事の施行又はその管理に係る行為
- (1 6) 航路標識法（昭和 2 4 年法律第 9 9 号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

- (1 7) 港則法 (昭和 2 3 年法律第 1 7 4 号) による信号所の設置又は管理に係る行為
- (1 8) 航空法 (昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号) 第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 9 6 条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (1 9) 気象、海象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (2 0) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号) 第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事
- (2 1) 港湾法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号) 第 2 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設 (同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。) に関する工事の施行又はその管理に係る行為
- (2 2) 国又は地方公共団体が行う有線電気通信法 (昭和 2 8 年法律第 9 6 号) 第 2 条第 2 項に規定する有線電気通信設備又は電波法 (昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号) 第 2 条第 4 号に規定する無線設備の設置 (高さが 1 5 メートルを超えるものの設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 3) 電気通信事業法 (昭和 5 9 年法律第 8 6 号) による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置 (高さが 1 5 メートルを超えるものの設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 4) 放送法 (昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号) による放送事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置 (高さが 1 5 メートルを超えるものの設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 5) 電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) による電気事業の用に供する電気工作物の設置 (高さが 1 5 メートルを超えるもの及び発電の用に供する電気工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 6) ガス事業法 (昭和 2 9 年法律第 5 1 号) によるガス工作物の設置 (液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 7) 水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号) による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法 (昭和 3 3 年法律第 8 4 号) による工業用水道事業の

用に供する水管、水路若しくは配水池又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

- (28) 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機の設置又は管理に係る行為
- (29) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (30) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された神奈川県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物の保存に係る行為
- (31) 平塚市文化財保護条例（昭和32年条例第23号）第3条の規定により指定された平塚市指定重要文化財又は平塚市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (32) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条に規定する近郊緑地保全計画に基づく事業の執行に係る行為
- (33) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (34) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は神奈川県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (35) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

（許可の基準）

第9条 条例第11条第1項第1号ウ（ア）の規則で定める新築及び同項第2号ウ（ア）の規則で定める増築は、次の各号のいずれかに該当するものの建築であって、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の公益上必要なもの(以下この条において「学校等」という。)
- (2) 神社、寺院、教会その他の用途上やむを得ないもの(以下この条において「神社等」という。)
- (3) 条例の施行又は条例第7条第2項若しくは第3項に規定する風致地区の種別の指定等の際現に存するもの(新築、増築、改築又は移転の行為に着手しているものを含む。)と比較して風致の維持に有効な措置が採られることが確実なもの(以下この条において「既存物件」という。)

2 条例第11条第1項第1号ウ(イ)の規則で定める新築及び同項第2号ウ(イ)の規則で定める増築は、学校等、神社等又は既存物件の建築であって、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるものとする。

3 条例第11条第1項第1号ウ(ウ)の規則で定める新築、同項第2号ウ(ウ)の規則で定める増築、同項第3号イ(ア)の規則で定める改築及び同項第4号イ(ア)の規則で定める移転は、軽易な出窓、戸袋等があるもの、学校等、神社等又は既存物件の建築であって、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるものとする。

4 条例第11条第1項第1号ウ(エ)の規則で定める新築及び同項第2号ウ(エ)の規則で定める増築は、学校等、神社等又は既存物件の建築であって、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるものとする。

(完了又は中止の届出)

第10条 条例第12条第1項の規定により行為完了の届出をしようとする者は、風致地区内行為完了届(第14号様式)に行為を完了したことが分かる写真及び市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定により行為中止の届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(告示の方法等)

第11条 条例第13条第2項の規定による告示は、平塚市公告式条例(昭和25年条例第21号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 市長は、条例第13条第2項の規定による告示をしたときは、当該告示の日から10日間、当該告示の内容を当該告示の内容に係る措置を行おうとする土地その他適当な場

所に掲示するものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第12条 条例第14条第3項の身分を示す証明書は、第16号様式とする。

(地位の承継)

第13条 条例第15条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、風致地区内行為許可承継届(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可標の掲示)

第14条 条例第7条第1項の規定により許可を受けた者及び条例第15条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、当該許可に係る行為の期間中行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標(第18号様式)を掲示しておかなければならない。

(住所等の異動の届出)

第15条 条例第7条第1項の規定により許可を受けた者及び条例第15条の規定により許可に基づく地位の承継を受けた者は、当該許可に係る行為の完了前に住所又は氏名(法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかに、住所(氏名)異動届(第19号様式)を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 この規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(平塚市風致地区内における建築等の規制に関する規則の廃止)

2 平塚市風致地区内における建築等の規制に関する規則(平成16年規則第31号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

行為の区分	図書の種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
建築物その他の 工作物の新築、 増築、改築又は 移転	付近見取図	15,000分の1以上	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	配置図	600分の1以上	方位、敷地の境界線、地盤高、壁面から境界までの距離、建築物その他主要工作物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	200分の1以上	建築面積及び建蔽率の算出計算式
	立面図	200分の1以上	色彩
	構造図	50分の1以上	
	植栽計画図	600分の1以上	方位、敷地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並びに緑化率の算出計算式
建築物その他の 工作物の色彩の 変更	現況写真		色彩変更計画部位
	色彩判断資料		
宅地の造成、土 地の開墾その他 の土地の形質の 変更、水面の埋 立て若しくは干 拓又は土石の類 の採取	付近見取図	15,000分の1以上	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	地形図	600分の1以上	方位、行為地の境界線、地盤高及び植生の概要
	計画平面図	600分の1以上	方位、行為地の境界線及び地盤高
	緑地計画図	600分の1以上	方位、敷地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並びに緑化率の算出計算式

	縦横断面図	600分の 1以上	現況と行為後の状況との対比
木竹の伐採	付近見取図	15,000 分の1以上	方位、施行箇所、道路及び目標となる 土地、建物等
	現況平面図	600分の 1以上	方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	600分の 1以上	方位、行為地の境界線及び伐採木の位 置又は伐採林の区域
屋外における物 件の堆積	付近見取図	15,000 分の1以上	方位、施行箇所、道路及び目標となる 土地、建物等
	現況平面図	600分の 1以上	方位、行為地の境界線及び地盤高
	計画平面図	600分の 1以上	方位、行為地の境界線、地盤高及び伐 採木の位置又は伐採林の区域
	縦横断面図	600分の 1以上	現況と行為後の状況との対比

備考

- 1 この表において「目標となる土地、建物等」とは、河川、湖沼、駅、停車場、公共建物等をいう。
- 2 行為の内容を変更する場合は、平面図及び計画平面図とあるのは、対照平面図とする。
- 3 立面図は、4面のものを原則とする。
- 4 擁壁等に係る行為を行わない場合は、構造図の提出を省略することができる。
- 5 植栽計画図に明示しなければならない事項が配置図に明示されている場合は、植栽計画図の提出を省略することができる。
- 6 緑地計画図に明示しなければならない事項が地形図に明示されている場合は、緑地計画図の提出を省略することができる。